



労基署便り2012 24年度-7

大河原労働基準監督署

〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25

☎0224-53-2154

◎労働災害発生状況

平成24年11月末現在 (震災が直接原因の災害を除く)

業種	大河原署管内			宮城局管内		
	H24 死傷災害	H23 死傷災害	前年比	H24 死傷災害	H23 死傷災害	前年比
製造業計	46 (1)	45	+1	396 (3)	316 (4)	+80
食料品製造業	21	14	+7	186	137 (1)	+49
機械金属製造業	12	16	-4	92	78	+14
建設業計	33	21	+8	452 (7)	349 (10)	+103
土木工事業	8	7	+1	129 (3)	93 (2)	+36
建築工事業	21	11	+10	285 (4)	216 (7)	+69
その他の建設	4	3	+1	38	40 (1)	-2
運輸交通業計	10	7	+3	307	258 (2)	+49
道路貨物運送業	10	7	+3	246	221 (2)	+25
商業	22	24	-2	382	313 (2)	+69
全産業計	149 (1)	146	+3	2,247 (11)	1,820 (22)	+427

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数

*機械金属製造業～鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計

冬季特有の労働災害を防止しましょう！

例年、冬季期間には、凍結・積雪・寒冷等を原因とする転倒、墜落、交通事故、一酸化炭素中毒等の特有の災害が多発する傾向にあります。安全衛生委員会などを活用して、必要な用具類の確保や設備の点検を実施して、冬季特有の労働災害を防止しましょう。

《宮城県最低賃金改定のお知らせ》

平成24年12月15日から 特定産業（鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車小売業）の産業別最低賃金が改定されました。

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1. 宮城県鉄鋼業最低賃金 | 時間額 | 788 円 (改正前 781円) |
| 2. 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金 | 時間額 | 749 円 (改正前 744円) |
| 3. 宮城県自動車小売業最低賃金 | 時間額 | 754 円 (改正前 747円) |

年末・年始労働災害防止強化運動の実施について

12月1日～1月31日

年末年始は、厳しい寒さの下での路面・屋外通路等の凍結や、日照時間が短くなることに伴う視界不良等、屋外作業での条件悪化に加え、年の締めくくり・新年の行事などによる慌しさ等により、労働災害が発生しやすくまた、健康管理も疎かになりがちな時期です。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの遵守という、原点に立ち返った基本的な安全対策を改めて徹底することが大切です。

事業場では年末において全員参加による職場の安全衛生総点検等実施することにより、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を過ごすことができるよう労働災害防止活動の積極的な推進をお願いします。

事業場で実施していただきたい事項（共通）～抜粋～

1. 経営首脳による安全最優先と安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
2. リスクアセスメントの推進など自主的安全衛生管理活動の実施
3. 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、作業主任者の選任と職務の確実な遂行
4. 本年（度）の安全衛生管理活動の点検・評価及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
5. 安全朝礼、準備体操、作業開始前のミーティング、危険予知活動の励行及び安全な作業の周知
6. 凍結・積雪時凍結時に有効な靴、敷きマットの使用等による凍結での転倒防止対策の実施
7. 4S運動（整理、整頓、清潔、清掃）運動の実施
8. 各管理者、作業指揮者、作業者等に対する安全衛生教育の実施
9. 各作業手順書の作成・周知及び非正常作業における労働災害防止対策の確立
10. 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の実施
11. 機械設備の作業前点検及び定期自主検査の実施
12. 高年齢労働者のための設備改善等の促進
13. 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
14. 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
15. 飲酒、運動、喫煙、食事及び睡眠等に関する健康指導の実施
16. 長時間の時間外労働に従事する労働者に対する健康確保対策の実施

「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開

～ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害～

宮城県内では、多くの復旧・復興工事が着工している中、建設業の労働災害が10月末現在で平成23年比26.8%、平成22年比79.1%と増加しています。今後、河川堤防や道路の復旧、新たな宅地の造成等が本格化する中、さらなる労働災害の増加が懸念されます。

【ゼロ災の展開】

宮城労働局・労働基準監督署では、建設現場に対する監督指導等を重点的に行う一方、宮城県全体で、労働災害防止に向けた気運の醸成や取組みを強力に推進していくことを目的に、建設業界・工事発注機関と連携の上、「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開することとしています。

【ゼロ災運動の取組み】

期間：平成24年12月1日～平成27年3月31日

*今後の復旧・復興の状況や発生する危険性の高い労働災害の傾向等に的確に対応するため、この運動を3つの期間に区分し、期間ごとに取り組み内容を設定していくこととしています。

第1次期間：平成24年12月1日～平成25年3月31日

【安全宣言活動】

労働災害防止に向けた強いリーダーシップの推進を目的に建設企業トップが「安全宣言」を実施し、建設現場に掲示を行う。